

資料 3

※地方大学の振興及び若者雇用等
に関する有識者会議配布資料

地方創生に資する大学改革に向けた中間報告 (案)

平成 29 年 5 月 11 日

地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

1. はじめに

平成 29 年 2 月に「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」が設置され、これまで 6 回の会合を重ね、中間報告をとりまとめた。

本中間報告は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等についての緊急かつ抜本的な対策に向けた検討の方向をとりまとめ、地方を担う多様な人材の育成や産官学連携による地域の中核的な産業の振興を促進するとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、もってまち・ひと・しごと創生の実現を目指すものである。

2. 基本的な問題認識

(1) 大学を巡る現状と課題

大学は、地域の「知の拠点」として、これまで地域における人材の育成や地域産業の発展などに貢献してきた。

例えば、国立大学は、時代の要請を受け、自然科学、人文・社会科学等の多様な進学需要に対応する受け皿として幅広く学部・学科等を整備し人材の育成を行ってきた。また、私立大学は、建学の精神、理念を中心に据え特色ある教育を行うとともに、大学の 8 割を占めるなど、量的な側面においても各地域における高等教育機会の確保に貢献してきた。また、短期大学は、自県内進学率及び自県内就職率の推移は 4 年制に比べて高く、とりわけ、幼児教育、医療、福祉の分野で、地域の専門的職業人の養成の面で重要な役割を担ってきた。さらに、意欲的な大学においては、近年の社会情勢の変化に対応して、学部・学科を再編するなど、特色ある教育研究の実施や、産学官連携による地方創生に向けた取組も動き始めている。

しかしながら、地方大学は、地域に対する貢献が十分とは言えないという声もあり、地方創生の観点からは、以下のような課題が挙げられる。

- ① 大学、特に地方の国立大学は、上述の通り幅広い学問分野をカバーし総合的人材を育成してきたが、一方で「総花主義」、「平均点主義」のため、どの分野に重点を置いて人材育成を目指しているのか、特色が見えないとと言われている場合が少なくない。「総合デパート」としてだけでなく、地方のニーズを踏まえた組織改革等を加速し、それぞれの特長や強みをさらに強化する必要がある。

- ② 大学の大衆化（大学・短期大学進学率は約6割）の現実と、「学問の最高府」という大学の建前がかい離し、学術研究面でも、実践教育面でも、中途半端な大学が多いのではないかとの指摘もある。
- ③ 日本の大学が、産業構造の変化（産業のサービス化、知識集約化等）に十分対応できておらず、成長分野のビジネスや地方産業につながる人材育成、研究成果の創出といった面で、地域のニーズや期待に十分応えていないとの指摘もある。
- ④ 大学経営は企業側の人材の採用・育成、研究開発（オープンイノベーションの推進等）のあり方の改革と併せて考える必要がある。また、大企業中心の発想を地域密着型の中堅企業（大学発ベンチャーも含む）中心に変える必要がある。一方で、大学の自主性を生かしながら、各大学の機能等を強化・特化していくという視点も重要である。
- ⑤ 海外の大学の有能な学長は、長期にわたり大学組織の「経営改革」（例えば、学部・学科、研究室の改廃等）を行い、ガバナンスを効かせ外部資金を獲得している事例もある（例えば、スタンフォード大学の場合、学長を選ぶのは教官ではなく、社会的ステークホルダーである理事会であることから、学部・学科や人材のリシャッフルもできて、改革を進めている。）。
一方、日本の大学では、平成27年に学校教育法及び国立大学法人法が改正・施行され学長が明確なビジョンを示し、学部・学科等の組織改革、戦略的な資源配分、外部資金の獲得等を進めているところであり、地方大学の振興等に当たっても学長のガバナンスの発揮が重要である。
しかしながら、学長の予算や人事に対する裁量・権限が弱く、ガバナンスが発揮しにくいとの指摘や、国立大学においては、組織を監督する理事会に相当するものがなく、学長が理事を任命する仕組みとなっていることが問題であるとの指摘もあるので、これらについての検討が必要である。
また、地方大学への財政支援の縮減により、新しい機能を果たすことが困難になっている面もある。
さらに、ビジネスやベンチャーとの連携を軽視する風潮も見られる。
- ⑥ 今後、大学に求められる新しい学問分野への対応は、新たな学部・学科

を設置する方法以外に、柔軟に分野融合的な教育プログラムをつくるようによることも重要である。

- ⑦ 近年では首長主導で高等教育振興基本方針を策定し、地方創生の拠点として積極的に位置づける事例もあるが、地域における大学の役割・位置づけが不明確であり、特に、地方の国立大学は地方公共団体との間でコミュニケーションが十分取られていないケースが見られる。また、地方公共団体においても、高等教育政策担当のセクションを確立し、こうした地方大学と地方公共団体との緊密な連携を、それぞれの地域で更に加速する必要がある。

(2) 地域産業、若者雇用を巡る現状と課題

地方創生の取組においては、地方の平均所得の向上によるローカル・アベノミクスの推進を目標に掲げ、若者にとって魅力ある雇用を地方に創出するとともに、地域特性に合った産業づくりを目指しているが、現状では、以下のような課題が挙げられる。

- ① 地方の若者が地元において経済的にも社会的にも充実した人生を送ることができるようにするための高等教育機関が地方に充実していないこと、多くの若者とその親たちが、ややもすると東京に行くことが就職やその後の人生を充実させる必要条件であるような意識に捉われる傾向があること、そして何よりも地方において充実した人生を送ることができる職場を提供できる企業が多くないことが、相互に悪循環を起こしている。
- ② 我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性は、製造業などと比べると低く、特に地方は、雇用の多くをサービス業が占める現状がある。また、そのサービス産業における人材の不足は、我が国の持続成長の顕在的課題となっている。ゆえに大学をはじめとする高等教育機関には、その育成の担い手としても大いに期待される。
- ③ 地方の若者、特に高校生は、地元を離れたいとの希望者よりも地元に残りたいとの希望者の方が多いという調査結果がある。希望がかなえられない現状を変革していくための具体的な取組として、地方にどんな仕事があるか、どんな暮らしのイメージができるかといった情報提供などを

進めていくことが重要である。

- ④ 東京で学んだ学生が地方に定着するよう、人的好循環を実現する仕組みを作ることが重要である。地域の活性化に、地域以外の多様な価値観を持つ人々の知恵が必要であり、多様な人材の参入、あるいは少なくとも地域外の様々な知恵を身につけて地域に戻ってくる人材の活動が必要である。
- ⑤ 短期大学は、学生の約9割が女子で、女性の高等教育と社会進出に大きく寄与しており、大都市以外の地方中小都市にも幅広く設置されている。このような特色のある短期大学を卒業した若者、特に女性の特性が活かせる雇用を整備し、地元就職率を一層増進させることも必要である。

(3) 東京一極集中の現状と課題

地方創生の取組においては、ローカル・アベノミクスの推進と併せて、東京一極集中の是正を基本目標としているが、現状では、以下のような課題が挙げられる。

- ① 近年、12万人規模の東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への転入超過が続いている、その要因は、特に、進学時、就職時の学生や若者が中心となっている。都道府県別の大学進学者収容力に大きな地域差があり、東京都、京都府の大学進学者収容力は約200%と突出する一方で、長野県、三重県、和歌山県は40%を切っている。

（注）大学進学者収容力＝（各県の大学入学定員／各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数）×100

- ② 人口の一極集中が進む東京都は、経済や文化芸術の中心都市である一方、出生率が全国で最も低く、また世界の首都の中で最も自然災害のリスクも高い。こうした観点から過度の東京一極集中を是正すべきであり、東京一極集中の加速化を市場原理の成り行きに任せて看過するのではなく、行政が適切に関与し、国全体の発展を促す必要がある。まち・ひと・しごと創生法第1条に、東京圏への人口の過度の集中を是正するという目標が掲げられていることを念頭に取組を進めるべきである。

- ③ 依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界がある。このため、国の責任において、地方大学振興施策のみならず、東京の大学の

新增設の抑制施策をセットにして、法的な枠組みを含めて抜本的な対策を講じるべきである。加えて、官民を挙げて地方での魅力のある雇用創出や地方への人材還流に向けた対策を強化する必要がある。

- ④ なお、東京圏への進学希望が多い理由として、東京にいた方が有利であると感じることや、一度は都会で生活したいといった率直な希望があること等を踏まえて、東京の大学の入学定員の抑制や削減を検討するに当たっては、こうした点にも留意する必要がある。

3. 大学改革の方向性

国家レベルで、東京の国際都市化と地方の特色ある創生が課題であり、これらの課題に対して進めるべき大学改革の方向性としては、全国において大学改革・再編を行うとともに、以下の通り取り組むことが重要である。

(1) 東京の国際都市化への対応

① 高度な専門人材教育と研究拠点

世界的な金融拠点、先進的な医療分野（医療機器・バイオ）関連企業の集積拠点など、東京が国際都市として発展していくための高度な専門人材教育と研究拠点を確立する。

② 世界のブレーン・サーキュレーションの中核

優れた外国人研究者や留学生が集積し世界のブレーン・サーキュレーション（頭脳循環）の中核となる教育・研究拠点を確立する。

(2) 地方の特色ある創生に向けた地方大学等の対応

① 「特色」を求めた大学改革・再編

今後18歳人口の減少や地域における国公私立大学の整備状況に鑑みると、同一県内における多様な進学需要に対応し、地域を担う多様な人材やグローバル化に対応した人材を育成し、地域の生産性を高めていくことが重要である。このため、国公私の設置者を越えた機能分担を進める。さらに国立大学にあっては、国立大学間の連携・協力の一層の強化を図るとともに、それぞれの地域ニーズに応じた学部・学科の見直し等を進める。

その上で、この領域・分野ならこの大学といった「特色」にも配慮した大学改革を進め、各大学の強みのある学問領域・産業分野におい

て、専門人材の育成、研究成果を創出する。

② 地方創生に貢献するガバナンス強化

学長がリーダーシップを発揮して、地方のニーズに応じた学部・学科、研究室の再編・充実に関する取組を推進するなど、地方大学の機能強化に向けた組織改革を、スピード感を持って実施する。

③ 地方での役割・位置づけの強化

首長のリーダーシップの下、地方公共団体が中心となり、地域の産業界や地方大学等とも連携をしながら、地域産業や人材育成に関するビジョンを示し、地域の中での地方大学の役割・位置づけを明確化し、地域の産業構造・就業動向等を踏まえた産官学連携を強力に推進する。

④ 地域の生涯学習・リカレント教育への貢献

「生涯活躍のまち」との連携や産業構造の転換に伴う地場産業の振興や地方創生に資する社会人の学び直しなどに向けたリカレント教育機能を拡充する。

⑤ 地域のシンクタンクとしての機能

地方大学の持つ多様な知を結集し、地域課題の解決を進める地域のシンクタンク機能を確立する。

⑥ 企業研修のニーズへの対応

学士等の学位等の付与は、モチベーションアップはもちろん、海外に駐在するときの必要要件として求められることも多いことから、将来の幹部研修や高卒・高専卒の現場スタッフの選抜教育にも対応する。

(3) 大学の機能分化の推進

大学が、グローバル化や地方創生などの時代の要請に対応する観点から、大学の機能分化を推進していくべきである。

すなわち、各大学は、G型（グローバル型）大学として、世界水準の学術研究を目指す大学や学部、あるいは真に世界のトップ水準のグローバルトップエリート人材の輩出を重視するのか、L型（ローカル型）大学として、特色ある地域の中核産業を支える専門人材の育成・確保に取り組むとともに、地域に根差して地域を支える仕事（地域密着型の産業や企業で働く人々）に就労して生きていく人材に対して、実践的な基礎能力教育や最

新の技能教育の実施を重視するのかを明確にする必要がある。

なお、グローバル化の時代にあってあらゆる地域の社会・産業は世界と直結しており、地域貢献を志向する大学であっても、地域に根ざしたテーマやシーズを意識しつつ、世界に通用するイノベーションの創出や国際交流・協力など、グローバル化に対応した教育研究を推進する必要がある。

4. 取組の方向性

以上に述べた基本的な問題認識の下、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等に関して、以下の通り取組の方向性について提言する。

(1) 地方大学の振興

地方大学を取り巻く問題認識を踏まえ、地方大学の振興により、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが求められている。このため、地方大学は、地方公共団体、地域の産業界、金融機関などの連携を深め、地域の将来ビジョンを共有しながら取組を行っていくことが重要である。その際、国公私立ごとに置かれている状況が異なる点にも配慮しながら、施策を検討する必要がある。

こうした点も踏まえつつ、地方大学の振興に当たっては、以下のような方策を進める。

- ① 首長のリーダーシップにより、産官学連携を強力に推進する。その際、個人間のレベルではなく、「組織」対「組織」の包括的な連携体制による持続可能な推進体制(コンソーシアム)を構築するとともに、併せて地方行政、地域産業における地方大学の役割・位置づけを強化する。
また、地方大学の運営等に対する首長の関わり方について検討が必要である。
- ② ドイツのフランフォーファーの取組（全国 69 ケ所、研究資金は産官学の三者が負担）の例にあるように、産官学の連携により、特色ある産業づくりへの貢献を目指す。
その際、国が進める政府関係機関の地方移転に伴う国の研究機関も活用して、その成果を上げることが望ましい。
- ③ 地方大学が産官学連携の下で、産業等で地元貢献していくためには、大

学自らが変われるようにするためのガバナンスを強化する仕組みを導入する。

- ④ 国立大学については、全国一律の地方貢献ではなく、その地域にあった施策や地方公立大学とは違った視野での広域的政策を打ち出すとともに、国立大学は法人化されたとはいえ、国策としての大学であることを再認識し、教育・研究はもとより、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉等の拠点としての役割を担う存在として、その配置等の在り方については、国全体の高等教育のグランドデザインを策定する過程で検討を進めていく。
- ⑤ これまでの特色づくりを狙った地方大学の実績を分析・評価し、成功例にしていくものとやり方を見直すべきものとを区分する。その上で、成功例にしていくものについては、地方大学が、地方公共団体、産業界との間でコンソーシアムを構築し、地域の中核的な産業の拡充（ものづくり産業、観光業、農林水産業等）とその専門人材育成など、地方創生の視点に立った振興計画を策定し、有識者の評価を経て認定し、国と地方が新たな財政支援制度の創設の検討を含め全面的に支援を行う。
なお、認定に当たっては、当該プロジェクトは地方版総合戦略に位置づけることが必要であり、また各道府県に一律に行うのではなく、首長のリーダーシップ、プロジェクト内容等を勘案し、地域が一丸となって本気で改革に取り組む優れたプロジェクトに限定すべきである。
- ⑥ 上記については、特色ある大学への自己変革によるか、または、他の大学と連携等を行い新学部・学科を設置することによるか、検討が必要である。
- ⑦ 地方大学間の域内連携（施設等の共同管理を含む。）のみならず、東京圏の大学や研究開発法人との積極的連携を進める（地方大学の学生からすると、東京圏の大学へ進学せずして東京圏のメリットを享受できるようにする。）。
- ⑧ 大学への補助金（運営費交付金、私学助成）等については、その配分を見直し、より地方創生に資するメリハリの効いた配分にするよう検討する。

- ⑨ 現在法案が提出されている「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（「専門職大学」等）」の制度化が実現化した場合、当該制度を活用した取組を推進することも重要である。
- ⑩ 地方では、短期大学、高等専門学校、専門学校といった4年制大学以外の高等教育機関も重要な役割を担っており、これらの高等教育機関を活用していくことも重要である。

(2) 東京における大学の新增設の抑制

- ① 地方圏のみならず東京圏においても、「学生がどこで何を学ぶか」という学生や親のニーズへの対応、社会経済情勢の変化に対応して「大学がどのような分野の研究教育を推進するか」という大学経営の主体性の確保は必要である。
- ② 一方で、近年、特に東京23区の大学生は増加傾向にあり、また、東京都の大学進学者収容力は、約200%と他の道府県よりも突出して高く、ここ数年も東京圏の大学の定員増加が続いている。これらに加え、今後18歳人口が減少する中にあって、市場原理に委ねて、東京23区の定員増が進み続けると、更に地方大学の経営悪化や東京圏周縁地域からの大学撤退等を招きかねないことから、東京における大学の新增設の抑制が必要である。
- ③ 具体的には、大学生の集中が進み続ける東京23区においては、大学の定員増を認めないこととする。

その際、総定員の範囲内で対応するのであれば、既存の学部・学科の改廃等により、社会のニーズに応じて、新たな学部・学科の設置、社会人や留学生の受け入れは認めることとする（スクラップ・アンド・ビルトの徹底）。

（注）この点については、我が国の研究教育の発展に貢献し得ると認められる定員増等については、規制の対象から外すべきとの意見、東京23区の大学の定員は現状よりも削減しても差し支えないとの意見もあった。

- ④ なお、上記の抑制に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
 - i 東京の国際都市化や日本の高等教育の展望にも十分配慮すること。
 - ii 新たな学部・学科を新設することに伴い、旧来の学部・学科を廃止するとしても、学生が適切に学修できるための移行措置期間への配慮

が必要であること。

- iii スクラップ・アンド・ビルトの徹底に当たっては、単に既存大学の総定員の枠を温存することにならないよう、新学部の設置等に当たっては、その必要性や教育の質が担保されるような仕組みを設けること。
- iv 定員削減を行う場合や、学生や社会のニーズを踏まえた学部・学科の見直しを行わない場合の両面から、交付金等の配分の検討を行うこと。

(3) 東京における大学の地方移転の促進

- ① 東京圏の大学が、学部や研究所を地域に設置する事例や基礎教育を恵まれた環境の中で行う事例などのサテライトキャンパスの取組が行われているが、今後は、教育研究環境を確保した上で、こうした取組の促進を図る。このため、サテライトキャンパスを望む地方側と大学側の意向をマッチングする仕組み等を検討する。
- ② 地方のサテライトキャンパスを推進するための地方大学と東京圏の大学がタイアップし、単位互換制度や様々な形の連携の強化等により学生が地方圏と東京圏を相互に対流・還流する仕組みを構築する。
- ③ 大学進学者収容力は、都道府県ごとに大きな地域差がある。まず、この「見える化」を行うとともに、収容力の低い県にあっては、地元出身者等の進学ニーズに応えられるよう、その改善策を検討する必要がある。特に大学進学者収容力の低い県について、サテライトキャンパス等の地方移転を優先して検討する。
またサテライトキャンパスの地方移転に関しては、移転前に地域のニーズについて十分にマーケティングリサーチを行い、既存の地方大学の学部・学科との競合が起きない学部・学科や、新たなニーズのある地域への移転等、単なる学生の取り合いにならないようにするとともに、地域貢献に対する意識を十分に持った学生を確保することにより、これまで以上に各地域の取組の活性化につながるように配慮することも必要である。
- ④ なお、サテライトキャンパスの移転については、財政力の弱い地方公共団体が不利にならないよう、国と地方の支援、大学の負担についてのル

ール等の検討も必要である。

- ⑤ 今後、東京における大学が、地方のサテライトキャンパス等を設置する場合、当該学部については「地方の大学」とみなすなど、大学の定員管理に当たっては柔軟な対応を行うことを検討する。
- ⑥ 地方でのサテライトキャンパスの設置に向けては、これまで整備されてきた社会インフラ（廃校舎等）を有効活用する視点も重要である。

(4) 地方における雇用創出及び若者の就職の促進

東京圏への転入超過においては、就職時が大きなウエイトを占めており、これまでも、地方における若者の雇用機会の創出や東京圏の若者のUターン就職の促進に向けて様々な施策を講じてきているが、今後、官民を挙げて更に対策を強化する必要がある。

① 国・地方公共団体に求められる取組

国及び地方公共団体は、東京圏在住の地方出身学生等の地方への還流や、地方在住学生の地方での定着の促進に向けて、地方拠点強化税制、奨学金返還支援制度、地方創生インターンシップ事業、地方創生関係交付金によるしごと創生への支援等、以下のような取組を推進すべきである。

- i 奨学金返還支援制度の全国展開
- ii 地方創生インターンシップの推進
- iii 地方拠点強化税制の見直し

② 経済界に求められる取組

特に東京に本社を持つ大企業に対し、例えば、以下のような取組を促すとともに、経済団体の主体的な取組を期待する。

- i 企業の本社機能の一部を地方に移転
- ii 地方採用枠（東京一括採用システムの変更）の導入促進
- iii 地域限定社員制度の導入促進
- iv 大学等での学び直しを行いやすい処遇や職場環境の整備

③ 具体的には、以下のような点について、取組を進める。

- i 奨学金返還支援制度や地方拠点強化税制等は、創設して数年が経過

しているので、各制度の効果検証を行った上で、必要な見直しを検討する。

- ii 本社機能の地方移転、地方採用枠、地域限定社員等の実施状況や推進する上での課題などを分析し、必要な対策を講じる。
- iii 上記取組を推進する企業に対し支援措置を講ずることも検討する。
- iv 東京圏の大学と連携して、3年間は東京圏で学修し、4年次に地方に戻って学修するプログラムや、地元企業と地方大学とのコンソーシアムを作つて、様々な教育研究活動を進める等、学生が地元に残る取組を進める。
- v 個々の県が東京圏の大学に対して地元企業のインターンシップの受入れを促すことを促進するため、東京圏の大学で構成する協議会を作り、地元企業のニーズに対応してインターンシップを促進する全国的な仕組みを創設する必要がある。
- vi 各大学においてインターンシップ派遣のプログラム策定やキャリア教育に専念するオルガナイザーを配置することを推進するとともに、地方において地方公共団体・大学・企業で構成するインターンシップ協議会を活性化し、または未設置の地域がある場合においてはその創設を推進する。

5. おわりに

今回は、地方大学の振興、東京における大学の新增設の抑制及び地方移転の促進、地方における雇用創出及び若者の就業支援等について、検討の方向性をとりまとめたものである。

今後、これらの主要課題について、その具体化に向けた検討を進めることはもとより、大学のガバナンスのあり方、大学進学者収容力の地域差の改善方策、東京圏の大学と地方大学の連携の具体的方策、地方での雇用創出対策などの個別課題についても、さらに当会議において議論を深めることとする。

なお、本有識者会議等において検討した施策等を実施するに当たり、現在国会で審議されている専門職大学の取扱いに関しては、留意が必要である。

また、文部科学省における中央教育審議会において、現在、「我が国の高等教育に関する将来構想について」の諮問がなされ審議されているところであるが、中央教育審議会に対して、当会議の中間報告を示し、連携を図ることも重要であると考える。

スタートして3年になる国家戦略特区の事例でも明らかなように、4.に掲げる取組についていかに成果を創出していけるかは、その地域の行政トップが産官学を引っ張る本気度、推進力にかかっている。

国として、資源が有限な中でいかに早く成功モデルを作つて、他を引っ張っていくかを考えたとき、国が現状をよく評価した上で、行政と大学のリーダーを選び、その地域を支援していくしかないといえる。その際、資金面でも、当初は国が中心となるとしても、必ず地元の地方公共団体と民間の資金を集める努力を条件として本気度を評価することが重要である。

今回の地方創生に資する大学改革の第一歩は、国全体、そして各地域において問題の所在についてアクションがとれるところまで分析し、原因や課題についての「見える化」を徹底することから始まり、それを地域全体で共有し、行動につなげていくことが重要である。

「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」について

1 趣旨

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を検討するため、まち・ひと・しごと創生担当大臣のもとに「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」を開催する。

2 検討項目

- ・地方大学の振興方策
- ・東京における大学の新增設の抑制のあり方及び地方移転の促進
- ・地方における雇用創出と若者の就業支援

3 委員（五十音順）

石井 隆一 い し た か か ず い し だ とも やす	富山県知事
石田朋靖 い し た ほ し りょうじ	宇都宮大学学長
石橋良治 おかざき ひ と み	島根県邑南町長
岡崎仁美 おかざき ひと み	株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所所長
金子元久 かねこ もと ひさ	筑波大学特命教授
鎌田 薫 かまた かおる	早稲田大学総長
北橋健治 きたはし けんじ	北九州市長
黒田壽二 くろだ としじ	金沢工業大学総長
◎坂根正弘 ときね まさひろ	コマツ相談役
富山和彦 はらだ ひろふみ	株式会社経営共創基盤代表取締役 CEO
原田博史 はらだ ひろふみ	岡山短期大学学長
○増田寛也 ますだ ひろや	東京大学公共政策大学院客員教授
御手洗瑞子 みたらいたまこ	気仙沼ニッティング代表取締役社長

◎：座長

○：座長代理

開催状況

第1回：2月6日（月）

- ・基本資料説明
- ・論点（案）説明等

第2回：2月16日（木）

- ・ヒアリング

大学関係団体：日本私立大学団体連合会、公立大学協会、国立大学協会、
日本私立短期大学協会、全国高等学校 PTA 連合会
地方公共団体：全国市長会

第3回：3月2日（木）

- ・ヒアリング

地方公共団体：全国知事会、全国町村会
経済団体：経済同友会、日本商工会議所
・岡崎委員からの意見発表

第4回：4月3日（月）

- ・産官学連携を中心とした大学改革の取組事例（富山県、北九州市）
- ・論点整理

第5回：4月18日（火）

- ・産官学連携を中心とした大学改革の取組事例（三重県、三重大学）
- ・検討の方向案 議論

第6回：5月11日（木）

- ・中間報告案 議論・とりまとめ
- ・今後の進め方